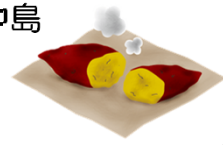


小島・茂木地域包括支援センターだより

第19号
H25年11月

高齢者の総合
相談窓口です

発行責任 長崎市小島・茂木地域包括支援センター / 中島
住所 長崎市田上2丁目2番7号 (2F)
電話番号 (095) 820-8231



◆今回は、権利擁護事業(日常生活自立支援事業と成年後見制度)についてご紹介します。

1. 日常生活自立支援事業(旧:地域福祉権利擁護事業)

在宅や施設等で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安がある方々が、地域の中で安心して暮らせるようお手伝いをする事業です。

対象は、認知症や知的または精神障害等により判断力が不十分な方で、本事業の契約内容について判断できると認められる方となります。



2. 成年後見制度とは

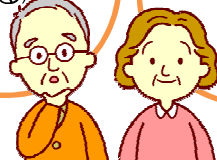
認知症や知的または精神障害等の理由で判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約等に際し、不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援をする制度です。

◆日常生活自立支援事業の内容◆

- 日常的な金銭管理サービス
 - ・預金の払い戻しや預け入れ
 - ・年金、手当ての受領に関する手続き
 - ・税金、公共料金の支払い
- 福祉サービスの利用援助
 - ・サービスの利用手続きや支払い等
 - ・サービスに関する情報提供や苦情解決
- 書類等の預かりサービス
 - ・重要書類の預かり(契約書・証書等)
 - ・通帳預かり(高額な場合は貸金庫で預かる)

◆成年後見制度の内容◆

- 財産管理・・・現金や預貯金の管理
不動産の管理や処分
 - 身上監護・・・介護や福祉サービス等の
利用契約、病院や施設等
の入退所手続きや費用の
支払い等
- ※身上監護は具体的な介護や付添い等
を行なうものではありません。
※利用に際しては、家庭裁判所に申立を
行い、配偶者や親族・知人の他、法律
や福祉の専門家等が選任されます。



3. 相談窓口

日常生活自立支援事業については社会福祉協議会、成年後見制度については弁護士事務所や司法書士会、法テラス等の専門機関があります。申立時に10万円前後、後見が開始されれば本人の支払い能力に応じて報酬費用が発生することとなります。くわしい内容については、小島・茂木地域包括支援センターへご相談ください。

4. 法テラスとは

経済的な理由で弁護士など法律の専門家に相談できない等の問題を解決するために設立された公的団体です。経済的に苦しい方の為に費用を立て替える制度などがあります。

☆お困りごとはありませんか

長崎市では、高齢者の方が介護が必要となっても住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、さまざまな福祉サービスを実施しています。今回はふれあい訪問収集事業(ゴミ出し支援)と移送支援サービス事業(介護保険対象外)をご紹介します。

●ふれあい訪問収集事業

長崎市の地形の特徴である斜面地・路地の奥やエレベーターのない中高層住宅にお住まいで、ゴミ出しが常時困難な高齢者(独居高齢者または高齢者夫婦等の要支援又は要介護認定を受けた者)、身体障害者手帳をお持ちの方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対しゴミの個別収集を行っています。なお、収集の際には安否確認の為に声掛けを行います。ただし、家族、隣人、訪問介護サービス等によるゴミ出し支援者がいる場合は対象となりません。

○利用料：無料



●移送支援サービス(介護保険対象外)

斜面地等にお住まいで外出が困難な高齢者の方に通院または日常的な社会参加を支援するため、自宅から自力で移動可能な場所まで移送支援を行います。

対象者：自宅から車道まで階段があるか、車道までおおむね100M以上の距離がある場所、もしくは路地裏に居住がある方で、
①身体障害者手帳をお持ちの方
②特定疾患医療受給者証をお持ちの方
③65歳以上の方

○利用料：1回100円(片道で所要時間が30分以内を1回とします。)

お問い合わせは、長崎市役所 高齢者すこやか支援課 Tel.829-1146
小島・茂木地域包括支援センター Tel.820-8231



地域活動紹介

白木団地自治会サロン

毎月第3日曜に白木団地公民館で活動しています。体操と頭や体を使ったレクリエーションをしています。レクリエーションの後は、お茶とお菓子を食べながら皆さんでおしゃべりを楽しまれています。

日時：毎月第3日曜日 10:30~12:00
場所：白木団地公民館
参加費：1回100円

○小島・茂木地域活動紹介リーフレット
歌や運動、物作り等を楽しんでいるさまざまなグループがあります。リーフレットや活動内容については、包括支援センターまでお問合せください。

